

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術件数

対象期間：令和6年1月1日から12月31日まで

(1) 区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	103
(2) 区分2に分類される手術		件数
ア	靱帯断裂形成手術等	24
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
(3) 区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
(4) 区分4に分類される手術		件数
腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術		0
(5) その他の区分		件数
ア	人工関節置換術	121
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	27
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術 （急性心筋梗塞に対するもの） （不安定狭心症に対するもの） （その他のもの）	32 (0) (0) (32)
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術 （急性心筋梗塞に対するもの） （不安定狭心症に対するもの） （その他のもの）	207 (3) (7) (197)